

新型コロナウイルス感染症への対応について

【青森商工会議所の対応】

※令和2年4月7日現在

1. 事業実施の前提条件

以下、3つの条件が重なった場での行動・事業実施は避けることとする。

- 1) 換気の悪い密閉空間
- 2) 人が密集している
- 3) 近距離での会話や発声が行われる
(この条件をクリアできる環境でのみ、事業を実施する)

【事業等実施にあたっての注意事項】

- 1) 「換気の悪い密閉空間」⇒適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
- 2) 「人が密集している」⇒出席人数を限定する（随行者の制限）等、会議規模の縮小を行う。
- 3) 「近距離での会話や発声が行われる」⇒会場のレイアウトについて、対面形式はさげ、学校形式等で行う。また、参加者同士の距離が取れるようにする。

2. 当所主催会議等について

(1) 会議（会員総会、常議員会、部会、委員会）等、セミナー、講演会等

- 1) 今後、議件のあるものは、原則、書面表決での実施を検討する。
- 2) 重要案件等、書面表決によれない場合は、上記「前提条件」をクリアした上で、時間を短縮して開催する。「前提条件」をクリアできない場合は、中止もしくは延期する。
- 3) セミナー、講演会等は中止もしくは延期する。

〈開催の際の留意点〉

- 1) 参加者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握する。
- 2) 咳や熱など風邪の症状がある場合には、参加をご遠慮いただく。
- 3) 会場での手消毒の徹底をお願いする。
- 4) 事務局係員はマスクを着用し、業務に従事する。

(2) 懇親会・交流会（飲食を伴うもの）

- 1) 飲食を伴う懇親会・交流会の開催は、主催する組織の長（会頭、委員長、座長等）と相談のうえ、原則として開催を控える。

3. 当所会館について

(1) 会館の一部閉鎖（入館者制限）

1) 1Fスタートアップセンターの一部閉鎖

①会館北側入口・コンビニ入口の閉鎖

2) 会議室の貸出中止（外部への貸出）

①会館内会議室（7階・5階・1階）は、**4月30日**まで貸出を中止する。

②スタートアップセンターの営業については、**4月30日**まで、営業時間を平日9時～17時までとし、土曜日は休業とする。

4. 当所事務局対応について

(1) 出勤について

- ①事務局員本人が、当日37.5度以上の体温がある場合や少しでも体調がすぐれないと感じた場合は、出勤を見合わせる。
- ②少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温するなど、体調管理を徹底する。
- ③事務局員の家族等で発熱等の風邪症状がある場合、必ず総務部に報告する。
- ④業務中は、手洗い、手消毒の徹底、マスク着用など感染予防に務める。

(2) 出張について

- ①不要不急の出張は極力見合わせる。
- ②出張する場合は最小限の人数にとどめる。

(3) その他

- ①懇親会について
 - ・プライベートを含めて、極力控える。
- ②海外への渡航について
 - ・プライベートを含め、極力控える。
- ③来客、打合せは、相手の了解を取った上で、極力、電話、メール等を使用するなど、感染予防に努める。
- ④マスクの着用、相手との距離を置くなどの対応を行うとともに、時間の短縮を心掛ける。
- ⑤他機関主催の会議、懇親会の出席についても状況をみて判断する。

5. 当所で感染者及び感染の疑いがある者が発生した場合の対応について

(1) 感染者・感染の疑いがある者について

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、青森市保健所「帰国者・接触者相談センター TEL 017-765-5280」に問い合わせをする。
- ②「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診する。
- ③感染が確認された場合は、医療機関において適切な治療を受け、症状の改善とPCR検査で陰性となるまで出勤停止とする。職場復帰の際は、再度健康状態の確認を行う。
- ④濃厚接触者についても青森保健所の指導を受けることとする。
 - ・保健所の調査により濃厚接触者と特定され、体調に異常がある者については、PCR検査を行うとともに、最終接触日から2週間の自宅待機とする。また、体調に異常が認められない者については、専務理事もしくは常務理事の判断により、最終接触日から2週間、自宅待機とする。
 - ・非濃厚接触者については、保健所の命令を受けた部分の消毒が完了するまで自宅待機とする。
- ⑤家族が感染した場合は、速やかに事務所に連絡するとともに、保健所などの指示に従い自宅待機などの感染予防措置を行う。

(2) 感染者情報の公開について

- ①感染者が発生した場合、当所ホームページ等で速やかに情報を公開する。

(3) 事務室等消毒について

- ①保健所の指示等に従い、必要に応じて、事務所及び会議室、共有スペース（エレベーター、廊下等）の消毒を行う。
- ②消毒に伴い会館の一部を閉鎖する場合は、閉鎖場所、日時等を各テナント等に事前に連絡する。

(4) 事務所の営業について

- ①保健所が指示する消毒場所（一部もしくは全館）によって、営業及び休業の判断をする。
- ②消毒作業終了後、保健所の指示に従い営業再開の判断をする。